

令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務仕様書

本仕様書は、こども家庭庁（以下「甲」という。）が発注する令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1. 委託業務名

令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務

2. 委託業務の目的

人口減少時代の到来を踏まえ、希望する誰もが安心してこどもを持ち、育てることができるようにすることによって、少子化の流れを変えていくとともに、生涯にわたって活躍できる社会を実現することが重要である。

このためには、職場慣行を含めた働き方の見直しや社会全体の構造・意識の改革に向けて、企業や地域社会、高齢者や独身者なども含めすべての人が取り組もうとする「社会の気運醸成」が必要である。

社会全体の構造・意識の改革は、各界・各層の交流により、気づきが共有、広がることによって達成されると期待できることから、本業務は、経済界、労働界、地方自治体、各種関係団体、有識者、若者世代といった幅広い方々が参画する推進組織（以下単に「推進組織」という。）を設置し、各種業務を行うことを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4. 委託業務内容

(1) 委託契約金額の上限

197,071,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 業務内容

① 推進組織の設置

事業の受託業者は、次に掲げる②から⑤までの全ての業務を実施するため、推進組織を設置する。

② 人口減少社会における気運醸成のためのシンポジウムの開催等

ア 全国シンポジウムの企画立案及び進捗管理

人口減少社会における気運醸成のためのシンポジウムを契約期間内に1回開催することとし、そのための企画立案及び進捗管理を行う。

イ 地方シンポジウムの開催の推進・協力支援

人口減少社会における気運醸成のために、都道府県、市町村等が主催するシンポジウムの開催を推進することとし、開催の働きかけをはじめ企画運営面で必要な協力支援を行う。

なお、具体的に対象とするシンポジウムについては、別途、甲から提示する（年間4か所程度を予定）。

ウ 各種のシンポジウムやセミナーの開催

ア及びイのほか、人口減少社会における気運醸成のため、国民各層を対象にしたシンポジウムやセミナーを開催する

③ 情報発信業務及び対話交流業務

ア 情報発信業務

ホームページの開設や SNS の活用により、社会全体に向けた効果的な情報発信を行う。

また、訴求力のある広報コンテンツの開発やメディアとの対話などを通じて、社会全体の気運醸成を真に実現するための手段を講じる。

イ 対話交流業務

人口減少社会における気運醸成のためには、若者や女性の行動が鍵になるため、若者や女性を対象とした対話交流を実施する（回数については、契約締結後に甲と協議の上で決定するものとする）。

ウ 大韓民国との民間レベルでの交流の推進

我が国と同様に出生率の著しい低下や人口減少という大きな課題に直面している大韓民国との間で、これらの課題解決に向けて知見を共有し、協力を進めていくため、民間レベルでの少子化対策に関する交流を推進する。

④ 調査研究業務

ア 人口問題に関する調査研究の実施及び推進

外部有識者と協力し、少子化の流れを変えるとともに、人口減少社会の在り方に関する調査研究を実施及び推進する取組を実施する。具体的な内容は、契約締結後に甲と協議の上で決定するものとする。

イ 人口問題に関する内外の研究者のプラットフォームとしての機能発揮

人口問題に関する内外の研究者が、組織、分野、地域等の垣根を越えて交流し、連携して取り組んでいくためのプラットフォームとしての機能を発揮することとし、そのための必要な取組を実施する。

⑤ 関係団体との交流業務

産業界、労働界、地方公共団体、子育て関係者をはじめとする各界の関係団体との間で、情報・意見交換会を開催するなど、活発な交流を行う。

このうち、首都圏以外の地域を対象にして開催する情報・意見交換会については、その企画立案及び進捗管理のみを行う。

⑥ 政策提言業務

②から⑤までの業務を踏まえ、少子化の流れを変えとともに、人口減少社会の在り方を考える観点から、政府等に対し、必要な政策提言を行う。

(3) 推進組織の設置に当たっての留意点

① 推進組織の活動

推進組織は、人口減少社会における気運醸成のため、社会の各界・各層の参画を得るものであることから、活動に当たっては、委託先団体の名称ではなく、推進組織の名称により活動すること。

② 組織の構成員

推進組織は、社会全体の構造・意識の改革を目指し設立されるものであることから、経済団体、労働団体、地方関係団体、子育て関係団体等の幅広い団体及び趣旨に賛同する有識者の参画が不可欠である。

したがって、これら各界・各層の者の参加が委託期間を通じて、確実に担保されるものであること。

③ 組織運営体制

推進組織に代表者を置くとともに、関係各層から選定する構成員から構成される合議体の意思決定機関を設置するなど、意思決定の公正性、適正性が担保できるようにすること。併せて、業務執行に対する適切な監査体制を設けること。

また、推進組織の業務が確実に執行されるよう、適切な事務局体制を設置するとともに、大韓民国との民間レベルの交流が円滑に行われるための体制を構築すること。

④ 若者・女性の意見の反映

業務の実施にあたっては、若者・女性の意見が適切に反映されるような配慮を行うこと。

5. 業務完了報告書の提出

乙は、事業完了後速やかに「業務完了報告書」を作成し、甲に提出するものとする。

6. 委託料の支払

委託料の支払は、原則として業務完了検査後、精算払とする。

7. その他

乙は、業務履行にあたり契約書に定めるもののほか、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令遵守

乙は、関係法令を遵守して業務を遂行すること。

(2) 連絡調整

本業務の関係者及び関係機関とあらかじめ密接な連絡調整を行い、本業務を安全かつ円滑に実施できるようにすること。

(3) 不測の事態への対応

乙は、緊急時の連絡体制と現場の初動体制を明確にした上で、不測の事態により提案内容の実施に支障が生じた場合、甲と協議の上速やかに対応すること。

(4) 一括再委託の禁止

乙は、乙が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、甲と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は業務の一部を委託することを可とする。

(5) 個人情報保護

乙又は乙から再委託を受けた者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法に則り、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損のないよう適切に管理すること。

(6) 守秘義務

乙又は乙から再委託を受けた者は、業務を行うにあたり知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 著作権等に係るもの

本業務の実施にあたり製作した成果品について生ずる著作権については、提案内容に応じて甲乙の協議に基づき決定する。

(8) その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、甲と協議のうえ決定する。

以上

参加要領

第1条 記1の業務内容について「企画案の募集」に参加を希望する者は、記3(1)に掲げる提出書類を、記4(3)に掲げる方法により提出することをもって参加を申込みこと。記4(1)の提出期限までに到達しない申込書は無効とするので、郵送等により提出する場合は期限に間に合うよう余裕をもって送付すること。

第2条 企画案を提出しようとする者は、記3(2)に掲げる提出書類を、記4(3)に掲げる方法により提出することをもって行うこと。記4(2)の提出期限までに到達しない企画案は無効とするので、郵送等により提出する場合は期限に間に合うよう余裕をもって送付すること。

第3条 提出書類の記載に当たっては、記3(4)に留意して記載すること。

第4条 提出書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。

第5条 「企画案の募集」に関する公告に記載されている事由の他、次の各号に掲げるものに該当する参加申込みは無効とする。

- (1) 本要領の規定に違反する参加申込み
- (2) その他契約担当官等が提出書類不完全と認めたもの

第6条 提出書類は、記7のとおり審査を行い、採用の是非を決定する。採用の是非については、遅滞なく参加者に対し通知する。

第7条 契約に当たっては、審査の結果選定された企画案の全てを採用するものではない。

第8条 本要領に定めのない事項は全て会計法規に定めるところによって処理する。

記

1. 件名

令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務
(詳細については、仕様書参照)

2. 契約期間

契約期間：契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

3. 提出書類・部数

(1) 参加申込み時 提出書類

- ・ 申込書(別紙1の様式に沿った適宜の書式：1部)
- ・ 令和7・8・9年度 全省庁統一資格参加資格の写し(1部)

(2) 企画案提出時 提出書類

- ・ 企画提案書及び経費内訳書
 - ① 提案内容は仕様書の作業内容、企画提案書評価表等と整合性のとれたものとする。こと。(仕様書、企画提案書評価表の番号を付記し、追加提案は「追加提案」とすること)
 - ② 会社名、代表者名、住所、担当者氏名、所属、役職、電話番号、E-mailを記入すること。
 - ③ 業務内容の一部を他業者に再委託等させる場合は、対象業務の範囲、その

必要性・合理性及び相手先名称・住所を明記すること。

- ・ 業務体制図
本業務に従事する方について、個人名を入れた体制図を提出すること。
- ・ スケジュール
契約開始日から活動報告書納品までの想定し得る制作スケジュールを提出すること。
- ・ 指名停止等に関する申出書（別紙3の様式）
- ・ 誓約書（別紙4の様式）
- ・ 過去に行った類似案件の実績が分かる書類の写し
（例：件名、発注者、受注者、契約金額等が分かる契約書の写し）
※企画提案書評価表「3. 業務従事者の経験・能力 ①類似業務の経験」参照。
※該当する場合のみ
- ・ 従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙5の1～別紙6の2）
※表明する意思がある場合のみ提出すること
- ・ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る指標」を証明する書類
※該当する場合のみ

(3) 提出部数

- ・ 企画提案書、経費内訳書、業務体制図、スケジュール：各10部（(2) 企画提案書②を記載したもの2部、同②を伏したもの8部）
- ・ その他：各2部

(4) 留意事項

- ・ 提出された企画案等に対する経費の支出は行わない。また、審査終了後、企画案等は返却しない。
- ・ 企画案等には営業上の機密事項が含まれていることに配慮し、各者の企画案等は非公開とする。
- ・ 契約に当たって、契約保証金の納付は、全額免除とする。
- ・ 選考審査の公平性を保持するため、選考審査において用いる企画案等の副本は、企画内容を含め、事業者を伏す等提案者が非特定となるよう処置をとること。

4. 提出場所・期限等

(1) 参加申込み（別紙1）・連絡先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 22F 2218 室
こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約係
電話 03-6778-5600

令和8年5月20日（水）17時00分（必着）

(2) 企画提案書の提出（別紙2）・連絡先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 22F 2218 室
こども家庭庁長官官房総務課経理室 契約係
電話 03-6778-5600

令和8年5月22日（金）12時00分（必着）

(3) 提出方法

次のいずれかの方法により提出すること。

① 紙による提出

紙による申込書等の提出を希望する場合には、上記(2)の場所に提出すること。

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による申込書等の提出を希望する場合は、上記(2)あてに提出すること。

③ 上記①及び②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記(1)(2)に示す提出期限までに上記(2)に連絡すること。

※ 土曜日・日曜日・祝日の受付は行わない。期限を過ぎた提出は無効とする。

5. 企画提案会（プレゼンテーション）の開催

(1) 企画提案会（プレゼンテーション）を実施し、提出された企画提案書及び企画提案会の結果を踏まえ、評価表に基づき厳正に審査を行う。

なお、企画提案会の日時は、4.(1)の参加申込み受領後に当該者に対して個別に連絡する。

(2) 上記審査の中でこども家庭庁の担当者から質問等のために連絡を受けた者は、提出した企画提案書等の追加説明を行うものとする。

6. 質問書の提出

参加要領及び仕様書に関し質疑等がある場合は、上記4.(2)の提出場所及び期限までに、質問書（任意様式）を提出すること。なお、メールによる提出も可とするが、送信する際は、事前に上記4.(2)に連絡すること。

7. 選定基準

選定にあたっては、提出された書類を企画提案書評価表に基づいて審査を行い、本件の趣旨に最も合致し、優れた提案を行った者を選定する。

8. 契約の締結

企画提案書評価結果通知後速やかに、支出負担行為担当官こども家庭庁長官官房参事官は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ、契約を締結する。

9. その他

企画提案書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(別紙1)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

申込書

令和8年5月1日付け「令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務」に係る
公募を承知の上、「企画案の募集」に参加を申し込みます。

(本件に係る照会・連絡先)

担当者： 株式会社〇〇 〇部〇課

〇〇 〇〇

電話：

FAX：

e-mail：

(別紙2)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

「令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務」に
係る企画提案書

標記の件について、別紙のとおり提出します。本企画提案書の記載事項に虚偽等はありません。また、仕様書に示された要件は全て満たしていることを保証いたします。

(別紙3)

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
こども家庭庁長官官房参事官 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

「令和8年度社会の気運醸成に向けた民間主導の取組業務」に係る企画案提出に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書を提示するとともに、「企画案の募集」には参加いたしません。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

こども家庭庁長官官房参事官 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

